

# 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ



市町村：促進区域等の策定

事業者：事業計画の作成

市町村：事業計画の認定

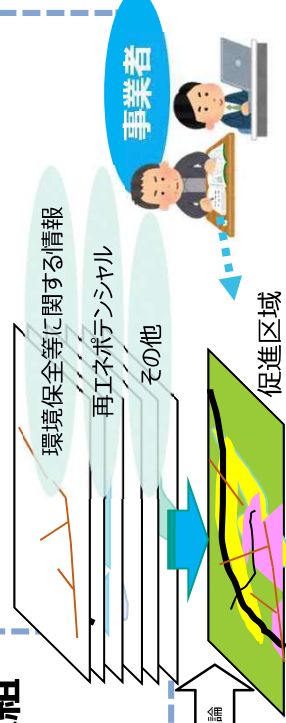
- 市町村が、**
- 住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
  - 再エネ事業に関する促進区域や、
  - 再エネ事業に求める
  - 地域の環境保全のための取組
  - 地域の経済・社会の発展に資する取組
- を自らの計画に位置づける。

※ 促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。



情報の重ね合せと議論

- 事業者は、**
- 協議会における合意形成を図りつつ、
  - 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

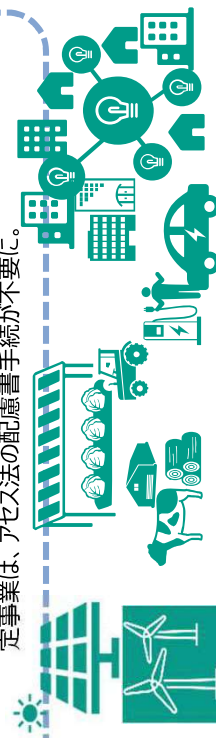


地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、  
地域自らが議論  
事業の予見可能性が向上  
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

**市町村は、事業計画の申請を受け、**

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。  
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

# 地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果

## 特に事業者の利点

### ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法



### 環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



### 事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。

### 農山漁村再工ネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合に、**農山漁村再工ネ法に基づき各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法  
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法  
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法  
漁港区域内での工作物の建設等

など

## 特に地方公共団体への効果

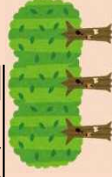
### 地元関係者との合意形成

- 協議会において**地元関係者との合意の一括形成が可能**。**トラブルの未然防止**に。



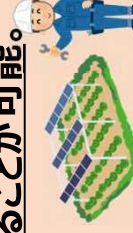
### 地域環境・地域資源の保全

- **環境に配慮した立地誘導**を促進し、**環境破壊を回避**。
- **環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現**。



### 地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用**や**災害時対応等、地域貢献策**を求めることが可能。



### 環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、**脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピール**することが可能。

